

## 会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（第2回）	
開 催 日 時	令和3年11月18日（木）14時00分～15時30分	
開 催 場 所	WEB開催	
出 席 者	特別養護老人ホーム長寿園 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 高千帆苑在宅介護支援センター 山陽在宅介護支援センター 長寿園居宅介護支援事業所 小野田医師会 介護保険被保険者代表 サンライフ山陽在宅介護支援センター 地域密着型介護事業所そらり 山陽小野田市社会福祉協議会	上村篤子 兼石満枝 末光容子 高木早苗 西原まゆみ 萩田勝彦 安田泰世 山高正義 山根峯子 流田幸彦
欠 席 者	デイサービス康友 東洋子 山陽小野田市民生児童委員協議会 村田和義	委員数 12人 出席者数 10人 欠席者数 2人
事務担当課 及び職員	福祉部長 兼本裕子 高齢福祉課長 麻野秀明 高齢福祉課主幹 大井康司 高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 荒川智美 高齢福祉課主査 篠原紀子 高齢福祉課高齢福祉係 原川寛子 地域包括支援センター所長補佐 伊藤比呂子 地域包括支援センター主任 高岡潮理	
会 議 次 第	1 福祉部長挨拶 2 報告 (1) 令和2年度決算報告 (2) 令和2年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告 (3) 令和2年度認知症初期集中支援チーム活動報告 (4) 意見聴取 (5) その他	
会 議 結 果	1 について 福祉部長が挨拶を行った。 2 (1)について 事務局が令和2年度決算報告の説明を行った。 ○質疑・意見 特になし	

2 (2)について

事務局が令和2年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告を行った。

○質疑・意見

委員：総合相談支援業務の中で、「介護保険外サービス等」の相談件数が増えているが、具体的にどのような内容か。

事務局：民生委員や地域からの相談で実態把握したもの、安心相談ナースホンや配食、養護老人ホームなどの高齢福祉サービスへの相談などである。

委員：成年後見制度活用支援における成年後見人報酬助成件数が令和元年度の4件だったが2件減ったのか。

事務局：1人は亡くなった。もう1人は生活保護受給者で、保護費から報酬費が払えるようになったことから、2件減少している。

委員：認知症総合支援事業の中で、認知症地域支援推進員の2名はどこに配置されているか。

事務局：地域包括支援センターの職員が兼務として携わっている。

委員：総合相談支援業務の相談件数で、おのだ在宅介護支援センターの相談件数が525件となっており、包括や他の在宅介護支援センターと比較して多いと思うが、負担となっていないか。相談を受け付けた人によって、相談件数としてあげる概念の違いがあるのか。

事務局：おのだ在宅介護支援センターの相談件数は、実態把握で訪問・電話対応した件数となっていた。相談ではないものも含まれており、職員間で認識の違いがあった。令和3年度からは訪問や電話対応したとしても、相談がなければ件数として含まないとして職員間で統一した。

委員：質問ではないが、すでに成年後見制度利用促進計画の策定が進められているが、今後ますます制度を利用する方が増えてくると思われる。制度の普及啓発や相談対応の充実に努めていただきたい。特に社協では権利擁護事業を行っており、判断能力の低下した方の支援を行っているが、利用者が増加し、判断能力の低下が進んでいる方もいる。成年後見制度を利用した方が良い方もいるので、社協の相談にもものっていただきたい。

事務局：成年後見制度利用促進基本計画が今年度策定される予定。成年後見センターが地域包括支援センターに設置されるわけではないが、権利擁護事業として成年後見制度の利用促進に努めるとともに、社協とも連携を強化していきたい。

委員：成年後見制度の相談を家族から受けて、その後どのようなようになったかを追いかけるのか。

事務局：家族からの相談を受けて、親族が申し立てを行う場合は、その後の支援が必要であれば対応するが、必要でなければその後の結果を追うことはない。親族がおらず市長申し立てを行う場合は、後見人が選任された後は基本的には後見人に任せている。その他介護サービスの利用や包括が関わらなければならない場合は引き続き支援を行うなど、ケースバイケースである。

委員：どのくらいの人が成年後見制度を利用しているのか。

事務局：毎年、山口県家庭裁判所から各市町の成年後見制度利用状況が公表されている。令和2年度は全世代で70件程度利用。60歳以上の利用が多く、50人以上を占めている。

委員：一般介護予防事業の中で、コロナ禍にあって地域の活動が少なくなっている現状の中で、通いの場の活動状況を伺いたい。また通いの場やサロンなど、市民が活動できる場が分かる一覧があればいいと思う。自宅でも介護予防に取り組むことは素晴らしいが、今後具体的にどのように普及啓発していくのか。

事務局：通いの場を休止しているのは9か所ある。そのうち5か所は、医療機関や介護施設で、外部からの参加を控えたいということで休止している。あとの4か所は自治会館で行っていたが、感染が怖いということで見合わせている。

委員：通いの場やサロン、ボランティア、介護予防応援隊など地域の方が活動できるよう場所の一覧と事業をまとめた「介護予防ガイドブック」を社会福祉協議会と連携して年1回作成している。公民館に設置したり、訪問等で紹介したりしている。

委員：いきいきスマイルアップ体操DVDを782枚配布しているが、どのような方に配布しているか。また配布してみてどのような反応があるか。

事務局：年齢に関係なく、必要な方に配布している。百歳体操で実施している所もあるが、難しいので継続していないという所もある。また、11/21開催のSOS健康フェスタでも、いきいきスマイルアップ体操の紹介をするので参加していただきたい。YouTubeでも動画をアップしているので見ていただければと思う。DVDは今後も配布するので、座ってできる体操もあるので、施設でも使っていただければと思う。

## 2(3)について

事務局が令和2年度認知症初期集中支援チーム活動報告を行った。

委員：終了ケースとはどのような状態で終了となるのか。

事務局：初期集中支援チームの支援が最長6か月なので、6か月经過

すれば終了となる。この6か月間に対象者の見守り体制を作る、介護サービスが開始、入院、定期受診が開始、施設入所、死亡などで終了となる。

委員：対応件数も増えているので、職員にはこれからも頑張っていたきたい。

### 3について

委員：重層的体制整備事業について、県内でも準備を進めている市町もあり、この事業自体は任意事業で、取り組むかは市の判断になる。地域包括支援センターが抱えている多問題・複雑化した問題を解決するためには、地域包括支援センターだけで対応することは厳しいこともあるため、この事業を今後取り組んでいく予定はあるか。

事務局：引きこもりや生活困窮など地域包括支援センターだけで解決できない問題があり、重層的体制整備事業をすすめる目的も理解している。本市においては、いつから開始するなど決まっていないが、属性を問わない相談体制を構築する重要性は理解しており、関係部署との方向性の認識は一致している。今後も関係部署と検討しながらすすめていく。

### 4について

事務局より報告。

- ・社協のサブセンターが令和4年3月に廃止することに伴い、新たに厚狭・出合地区にサブセンターを設置する方向ですすすめている。決まり次第、運協で承認を得たい。
- ・在宅医療・介護普及啓発のチラシの紹介

～ 閉会 ～